

# 平成 29 年度 社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会介護職員初任者研修 学則

## 第 1 条 事業者の名称及び所在地

名 称：社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会

所在地：三重県いなべ市大安町大井田 2704 番地

## 第 2 条 事業の目的

社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う本研修事業は、その介護の習得及び普及に必要な知識、技術を学ぶことにより、その役割と福祉現場での雇用就業機会の創出、地域ボランティア活動への結びつき、地域住民の福祉に対する関心を目的とし、研修事業を実施する。

## 第 3 条 研修事業の名称及び実施課程及び形式

名 称：社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会 介護職員初任者研修事業

実施課程：介護職員初任者研修課程

形 式：通学形式

## 第 4 条 年度事業計画

研修日程：平成 29 年 7 月 13 日（木）～平成 29 年 12 月 14 日（木）

募集人員：20 名

## 第 5 条 受講対象者

18 歳以上の者で、在宅介護技術の基礎的知識・技能の習得に熱意のある者。

- 2 心身に障がい等がある者については、本研修事業全課程受講に支障がないと本会が判断した場合に限り受講を認める。

## 第 6 条 研修参加費

本研修事業の参加費は以下のとおりとする。

### (1) 市内に住所がある者

受 講 料 44,000 円（修了評価問題込）

テキスト代 5,400 円 計 49,400 円（税込）

### (2) 市外に住所がある者

受 講 料 49,400 円（修了評価問題込）

テキスト代 5,400 円 計 54,800 円（税込）

- 2 受講料、テキスト代は本研修開講日の前日までに完納するものとする。

- 3 受講者の都合による開講日以降の解約の場合、受講料を全額返金しないものとする。

## 第7条 使用教材

テキスト：介護職員初任者研修テキスト	中央法規出版株式会社
添削教材：介護職員初任者研修	中央法規出版株式会社
修了評価問題	中央法規出版株式会社

## 第8条 研修カリキュラム

別表（第1-2号様式）のとおり

## 第9条 講義・演習室として使用する会場の名称及び所在地

講義 名称：大安老人福祉センター1階 機能回復訓練室

所在地：三重県いなべ市大安町大井田 2704 番地

演習 名称：大安老人福祉センター1階 保健資料室及び診察室

所在地：三重県いなべ市大安町大井田 2704 番地

## 第10条 科目ごとの担当講師名一覧

別表（第7-3号様式）のとおり

## 第11条 募集手続き及び本人確認の方法

本研修事業の受講手続きは、別に定める募集案内に従い本会へ申し込むこととする。

また、受講者は受講申込受付時または初回講義時に、下記に掲げる公的証明書いずれかの原本の提示を行わなければならない。

- (1) 運転免許証
- (2) パスポート
- (3) 健康保険証
- (4) 年金手帳
- (5) 国家資格を有するものについては、免許証または登録証
- (6) 在留カード等
- (7) 住民基本台帳カード
- (8) 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票

## 第12条 科目の免除

特別養護老人ホーム等の介護職員等として1年以上の介護等の実務経験を有する者が研修を受講する場合は、「(1) 職務の理解」の科目を免除することができる。\*

但し、免除要件確認のため「実務経験証明書」を申込時に提出すること。

## 第13条 研修修了の認定方法

修了認定は、受講すべき科目をすべて履修後、修了評価筆記試験を実施し、本会の定める修了評価試験にて正答率70%以上を合格とする。70%未満の場合は、本会が実施する再試験を受験し、正答率70%以上の者を修了認定とする。再試験は2度までとする。また、上記試験とは別に、参考として講義及び実技の習熟度を確認するための評価を行う。

#### 第 14 条 研修出席者の取扱い

毎回講義時に指定された出席簿に自筆にてサインを行う。

#### 第 15 条 補講の取扱い

受講は、本会が実施する本研修事業全日程に参加し履修することが基本であり、原則として欠席者、遅刻者には履修を認めない。

但し、やむを得ない場合に限り欠席及び遅刻した科目につき補講を認める。

##### (1) 補講の方法

(ア) 本会が指定する日に補講を受ける。

(イ) 欠席及び遅刻した科目について、本会が認めた限り三重県の介護職員初任者研修事業事業者の指定を受けた本会の斡旋する他の実施機関で補講を受け、所定の単位を補うこととする。

##### (2) 補講に要する費用

(ア) 補講に係る費用は 1 時間につき 2,000 円とする。

#### 第 16 条 受講の取消し

本会は、受講者が次の各号のいずれかに該当した場合、受講を取り消すことができる。

なお、受講を取り消した場合、当該受講者への受講料等の返還は行わない。

(1) 学習意欲が著しく乏しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

(2) 研修の秩序を乱したり、その他受講生としての本分に反した者

(3) 正当な理由なく無断欠席が 2 回以上の者

#### 第 17 条 修了証明書の交付

第 14 条の規定により適切と認められた者に対し、「三重県介護職員初任者研修事業者指定要綱第 12 条」に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を本会にて交付する。

#### 第 18 条 修了者の管理

本研修を修了した者を三重県指定の修了者名簿（三重県介護職員初任者研修事業者指定要綱第 4-2 号様式）に記載し、三重県知事へ報告するとともに、永年、紛失等がないよう厳重に管理・保管する。

2 修了者が修了証明書等を紛失等した場合には、修了者の申し出により、下記の物を持参した場合にのみ本会において再発行する。

(1) 印鑑

(2) 本人であることが証明できる書類等

(3) 修了証明書再発行の手数料 1,000 円

#### 第 19 条 情報開示を行うホームページアドレス

<http://www.inabewel.or.jp/>

第 20 条 研修事業執行担当部署及び受講に関する担当者・連絡先

担当部署：社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会 介護支援課

担当者：小林 桜子

連絡先：〒511-0274 三重県いなべ市大安町大井田 2704 番地

TEL：0594-78-3522 FAX：0594-78-3514

第 21 条 その他研修実施に係る留意事項

この学則に定めるもののほか、必要な事項については研修実施事業所が定める。

第 22 条 この学則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

※第 12 条における 1 年以上の介護等の実務経験を有する者とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号）別添 2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等業務の範囲等」に定める業務従事期間が 365 日以上でありかつ 180 日以上介護等の業務に従事した者をいう。1 日の勤務時間は問わないものとする。